

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年2月8日

【四半期会計期間】 第27期第3四半期(自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日)

【会社名】 シップヘルスケアホールディングス株式会社

【英訳名】 SHIP HEALTHCARE HOLDINGS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 CEO 古川 國 久

【本店の所在の場所】 大阪府吹田市春日3丁目20番8号

【電話番号】 06(6369)0130

【事務連絡者氏名】 常務取締役 横山 裕 司

【最寄りの連絡場所】 大阪府吹田市春日3丁目20番8号

【電話番号】 06(6369)0130

【事務連絡者氏名】 常務取締役 横山 裕 司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第26期 第3四半期 連結累計期間	第27期 第3四半期 連結累計期間	第26期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
売上高 (百万円)	301,012	317,109	425,566
経常利益 (百万円)	12,023	10,991	18,935
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	7,003	6,607	10,350
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	8,166	5,683	11,304
純資産額 (百万円)	98,716	91,751	102,354
総資産額 (百万円)	267,400	285,248	285,181
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	138.42	132.55	204.57
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	131.28	-
自己資本比率 (%)	36.1	31.4	35.0

回次	第26期 第3四半期 連結会計期間	第27期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	66.77	52.99

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第26期及び第27期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当第3四半期連結累計期間の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、企業収益が堅調に推移するとともに、雇用情勢や個人所得が順調に拡大し、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で米中の貿易摩擦や、英国のEU離脱問題・仏国の暴動など欧米・中国を中心に政治的・経済的に不安定な状態が続いております。

当社グループの属する医療業界におきましては、昨年4月に実施された診療報酬改定が全体としてマイナス改定であったことから、医療機関・業界各社において中長期的に幅広い連携や効率的な業務体制の構築が求められております。

このような経済状況の下、当社グループにおきましては、トータルバックプロデュース事業におけるプロジェクト案件が順調に推移し、ライフケア事業におきましても入居率が順調に積み上がりました。また、昨年10月より治療を開始した大阪重粒子線センターは当初想定を上回る患者予約数となったことから、2室目の治療室の稼働を前倒してスタートいたしました。一方で、一部メーカー系は低調に推移いたしました。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は317,109百万円（前年同四半期連結累計期間比5.3%増）、営業利益は10,496百万円（前年同四半期連結累計期間比9.2%減）、経常利益は10,991百万円（前年同四半期連結累計期間比8.6%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は6,607百万円（前年同四半期連結累計期間比5.7%減）となりました。

セグメントごとの業績を示しますと次のとおりであります。

トータルバックプロデュース事業

トータルバックプロデュース事業におきましては、プロジェクト案件が順調に推移いたしました。また、大阪重粒子線センターの治療開始に伴う治療装置の減価償却費が増加いたしました。患者数は想定を上回り順調なスタートとなりました。一方で、一部メーカー系は低調に推移いたしました。

この結果、売上高は60,762百万円（前年同四半期連結累計期間比0.7%減）、セグメント利益（営業利益）は4,329百万円（前年同四半期連結累計期間比27.8%減）となりました。

メディカルサプライ事業

メディカルサプライ事業におきましては、償還価格改定の影響により、特定保険医療材料の販売における利益確保は厳しい状況で推移いたしました。SPD施設運営の効率化等により概ね計画通り進捗いたしました。

この結果、売上高は215,681百万円（前年同四半期連結累計期間比7.7%増）、セグメント利益（営業利益）は3,112百万円（前年同四半期連結累計期間比15.2%増）となりました。

ライフケア事業

ライフケア事業におきましては、介護報酬改定があったものの、入居率の積み上げが進み、堅調に推移いたしました。

この結果、売上高は17,751百万円（前年同四半期連結累計期間比5.1%増）、セグメント利益（営業利益）は1,310百万円（前年同四半期連結累計期間比87.6%増）となりました。

調剤薬局事業

調剤薬局事業におきましては、新規店舗の出店や小規模のM & A等により店舗数が増加するとともに、継続的な経営改善を実施いたしました。調剤報酬改定の影響を受け、厳しい状況で推移いたしました。

この結果、売上高は19,086百万円（前年同四半期連結累計期間比0.5%減）、セグメント利益（営業利益）は1,551百万円（前年同四半期連結累計期間比26.9%減）となりました。

その他

その他におきましては、動物病院の運営およびセキュリティサポート会社の業績が堅調に推移いたしました。

この結果、売上高は3,828百万円（前年同四半期連結累計期間比8.3%増）、セグメント利益（営業利益）は352百万円（前年同四半期連結累計期間比82.8%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産は285,248百万円となり、前連結会計年度末と比べて67百万円増加いたしました。その主な要因は、受取手形及び売掛金が15,720百万円減少した一方、現金及び預金が11,743百万円、投資有価証券が4,835百万円、商品及び製品が3,786百万円増加したこと等によるものであります。

負債は193,496百万円となり、前連結会計年度末と比べて10,670百万円増加いたしました。その主な要因は、支払手形及び買掛金が8,877百万円、未払法人税等が3,793百万円減少した一方、新株予約権付社債が25,122百万円増加したこと等によるものであります。

純資産は91,751百万円となり、前連結会計年度末と比べて10,602百万円減少いたしました。その主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益により利益剰余金が6,607百万円増加した一方、自己株式を12,999百万円取得し、配当金の支払により利益剰余金が3,238百万円減少したこと等によるものであります。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末の自己資本比率は31.4%（前連結会計年度末比3.6ポイント減）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は213百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	64,000,000
計	64,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成31年2月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	50,834,700	50,834,700	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であります。
計	50,834,700	50,834,700	-	-

(注) 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において、会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、以下のとおりであります。

2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (平成30年12月13日発行)	
決議年月日	平成30年11月27日
新株予約権の数(個)	2,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) (注) 1	普通株式(単元株式数 100株)
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注) 2	5,280
新株予約権の行使期間 (注) 3	平成30年12月27日～平成35年11月29日 (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 4	発行価格 1株当たり 5,280 資本組入額 1株当たり 2,640
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付された ものであり、本社債と分離して譲渡できない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注) 5
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及 び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係 る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本 社債の額面金額と同額とする。
新株予約権付社債の残高(百万円)	25,125

新株予約権付社債の発行時(平成30年12月13日)における内容を記載しております。

- (注) 1 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注) 2 (2)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債権者に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。
- 2 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、5,280円とする。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{発行又は} \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ \text{+} \\ \text{発行又は処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{時 価} \end{array}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- 3 本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、平成35年11月29日(行使請求受付場所現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日(又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合には、東京における3営業日前の日)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- 5 (1) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、()当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)記載の当社の努力義務は、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (2) 上記(1)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記()又は()に従う。なお、転換価額は上記(注)2(3)と同様の調整に服する。

() 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が、当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

() 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(注)3に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年10月1日～ 平成30年12月31日	-	50,834,700	-	15,553	-	19,839

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成30年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 969,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,859,900	498,599	-
単元未満株式	普通株式 5,000	-	-
発行済株式総数	50,834,700	-	-
総株主の議決権	-	498,599	-

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) シップヘルスケア ホールディングス株式会社	大阪府吹田市春日3-20-8	969,800	-	969,800	1.91
計	-	969,800	-	969,800	1.91

(注) 当社は、平成30年11月27日開催の取締役会決議に基づき、普通株式2,234,600株の取得を行っております。この結果、当第3四半期連結会計期間において自己株式が2,234,600株増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が3,204,400株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は6.30%となっております。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	59,644	71,388
受取手形及び売掛金	1 99,090	1 83,370
電子記録債権	1 3,427	1 3,054
リース投資資産	3,873	3,724
商品及び製品	13,076	16,862
仕掛品	1,269	2,175
原材料及び貯蔵品	605	902
その他	10,547	9,169
貸倒引当金	86	96
流動資産合計	191,448	190,550
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	19,647	19,018
土地	15,556	14,010
建設仮勘定	4,428	845
賃貸不動産（純額）	13,395	13,237
その他（純額）	2,743	6,720
有形固定資産合計	55,770	53,834
無形固定資産		
のれん	2 10,650	2 9,662
その他	1,129	1,045
無形固定資産合計	11,780	10,707
投資その他の資産		
投資有価証券	7,862	12,698
長期貸付金	9,870	9,604
その他	10,984	10,382
貸倒引当金	2,536	2,529
投資その他の資産合計	26,181	30,156
固定資産合計	93,732	94,698
資産合計	285,181	285,248

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 88,716	1 79,839
電子記録債務	1 21,786	1 20,889
短期借入金	2,970	1,640
未払法人税等	4,745	951
賞与引当金	1,966	927
その他	17,740	15,048
流動負債合計	137,925	119,296
固定負債		
新株予約権付社債	-	25,122
長期借入金	36,765	40,849
退職給付に係る負債	2,706	2,783
資産除去債務	619	626
その他	4,809	4,818
固定負債合計	44,900	74,200
負債合計	182,826	193,496
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,553	15,553
資本剰余金	23,948	23,948
利益剰余金	58,374	61,743
自己株式	448	13,447
株主資本合計	97,428	87,797
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,596	1,760
為替換算調整勘定	92	93
退職給付に係る調整累計額	52	19
その他の包括利益累計額合計	2,451	1,647
非支配株主持分	2,474	2,306
純資産合計	102,354	91,751
負債純資産合計	285,181	285,248

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
売上高	301,012	317,109
売上原価	267,985	285,144
売上総利益	33,026	31,965
販売費及び一般管理費	21,472	21,468
営業利益	11,554	10,496
営業外収益		
受取利息	236	216
受取配当金	124	135
負ののれん償却額	174	174
持分法による投資利益	39	20
貸倒引当金戻入額	8	6
その他	256	241
営業外収益合計	840	794
営業外費用		
支払利息	189	195
社債発行費	-	26
為替差損	9	-
その他	172	77
営業外費用合計	371	299
経常利益	12,023	10,991
特別利益		
固定資産売却益	4	58
事業譲渡益	20	-
その他	0	-
特別利益合計	25	58
特別損失		
固定資産売却損	3	0
減損損失	48	-
固定資産除却損	28	1
投資有価証券評価損	113	33
その他	3	-
特別損失合計	197	35
税金等調整前四半期純利益	11,852	11,013
法人税、住民税及び事業税	3,957	3,390
法人税等調整額	792	1,138
法人税等合計	4,749	4,528
四半期純利益	7,102	6,484
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失()	98	122
親会社株主に帰属する四半期純利益	7,003	6,607

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
四半期純利益	7,102	6,484
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,105	836
為替換算調整勘定	46	1
退職給付に係る調整額	4	33
その他の包括利益合計	1,064	801
四半期包括利益	8,166	5,683
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	8,108	5,803
非支配株主に係る四半期包括利益	58	119

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
(連結の範囲の重要な変更) 第1四半期連結会計期間において、連結子会社であるシップヘルスケアファーマシー東日本(株)は、同じく連結子会社であったみどり調剤(有)を吸収合併しております。 第2四半期連結会計期間において、連結子会社である(株)エフエスユニは、同じく連結子会社であった(株)AMCを吸収合併しております。また、連結子会社である(株)エフエスユニマネジメントは、同じく連結子会社であった(株)ヘルスケアリソースマネジメントを吸収合併しております。 当第3四半期連結会計期間において、連結子会社であるシップヘルスケアファーマシー東日本(株)は、同じく連結子会社であった(有)なごみ薬局を吸収合併しております。また、新たに株式を取得したことにより、(有)ウィル・ウェイを連結の範囲に含めております。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 四半期連結会計期間末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形等が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
受取手形	324百万円	225百万円
電子記録債権	534百万円	116百万円
支払手形	1,358百万円	812百万円
電子記録債務	2,745百万円	1,907百万円

2 のれん及び負ののれんの表示

のれん及び負ののれんは、相殺表示しております。相殺前の金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
のれん	10,998百万円	9,836百万円
負ののれん	348百万円	174百万円
差引額	10,650百万円	9,662百万円

3 保証債務

連結会社以外の会社の借入及び仕入債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
日本メディカルアライアンス(株)	7,290百万円	7,090百万円

4 当座貸越契約について

当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成30年12月31日)
当座貸越極度額の総額	38,080百万円	31,850百万円
借入実行残高	2,970百万円	1,640百万円
差引額	35,110百万円	30,210百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)、のれんの償却額及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
減価償却費	1,898百万円	2,024百万円
のれんの償却額	1,259百万円	1,245百万円
負ののれんの償却額	174百万円	174百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,035	60	平成29年3月31日	平成29年6月30日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年12月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,238	64	平成30年3月31日	平成30年6月29日	利益剰余金

2 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、平成30年5月11日開催の取締役会決議及び平成30年11月27日開催の取締役会決議に基づき、普通株式734,300株及び普通株式2,234,600株の取得を行っております。この結果、当第3四半期連結累計期間において、自己株式が12,999百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末において自己株式が13,447百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年12月31日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	トータル バック プロデュース 事業	メディカル サプライ 事業	ライフケア 事業	調剤薬局 事業	計				
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	61,219	200,175	16,894	19,188	297,478	3,533	301,012	-	301,012
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	1,091	859	447	1,858	4,256	75	4,332	4,332	-
計	62,311	201,035	17,341	21,046	301,735	3,609	305,344	4,332	301,012
セグメント利益	6,000	2,701	698	2,122	11,523	192	11,716	161	11,554

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、動物病院事業、理化学機器販売事業、セキュリティ事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 161百万円には、セグメント間取引消去 5百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 107百万円、未実現利益の調整額 47百万円等が含まれております。全社費用は、主に親会社本社の営業費用及び報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれんに関する情報

当第3四半期連結累計期間において、固定資産に係る重要な減損損失の認識、のれんの金額の重要な変動及び重要な負ののれん発生益の認識はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年12月31日）

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注) 3
	トータル バック プロデュース 事業	メディカル サプライ 事業	ライフケア 事業	調剤薬局 事業	計				
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	60,762	215,681	17,751	19,086	313,281	3,828	317,109	-	317,109
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	1,466	894	139	1,404	3,903	190	4,094	4,094	-
計	62,228	216,575	17,890	20,490	317,185	4,018	321,203	4,094	317,109
セグメント利益	4,329	3,112	1,310	1,551	10,303	352	10,656	159	10,496

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、動物病院事業、理化学機器販売事業、セキュリティ事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 159百万円には、セグメント間取引消去 65百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 96百万円等が含まれております。全社費用は、主に親会社本社の営業費用及び報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれんに関する情報

当第3四半期連結累計期間において、固定資産に係る重要な減損損失の認識、のれんの金額の重要な変動及び重要な負ののれん発生益の認識はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年12月31日)
1株当たり四半期純利益	138円42銭	132円55銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	7,003	6,607
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	7,003	6,607
普通株式の期中平均株式数(株)	50,599,132	49,847,419
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		131円28銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)		1
(うち受取利息(税額相当額控除後)(百万円))	()	(1)
普通株式増加数(株)		473,484
(うち新株予約権付社債(株))	()	(473,484)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年2月8日

シップヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 山 久 恵 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 俣 野 広 行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 花 谷 徳 雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているシップヘルスケアホールディングス株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成30年10月1日から平成30年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成30年4月1日から平成30年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、シップヘルスケアホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。